

## 「島本町学校施設長寿命化計画」(案)に関するパブリックコメントの実施結果

募集期間	令和3年5月1日(土)～5月31日(月)
資料の閲覧方法	役場など6か所に設置、町ホームページに掲載
応募方法	持参、郵送、ファックス、町ホームページの意見フォームからの送付
意見提出件数	13件(1人)

※ご意見については、原則として原文どおりに掲載していますが、分野別に並べ替えるとともに、特定の個人・団体等が判別でき、その権利や利益を侵すおそれがあるなど、公表することが適切でないと判断した表現については、一部修正しています。

### 第1章 学校施設の長寿命化計画の背景・目的

#### 1.4 対象施設

連番	提出者	ご意見	町の考え方
1	①	200 平米以下の単独建物は対象外とのことですが、あれば対象外の建物についても記載しておくのが望ましいのではないのでしょうか。把握しておくことが重要です。	本計画は、文部科学省作成の「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」(平成 29 年 3 月)に基づき、長寿命化改修等によりトータルコストの削減効果が期待できる 200 平米超えの単独建物を対象としました。200 平米以下の単独建物として、体育器具庫や倉庫等を複数設置しておりますが、本計画においては、記載の対象外と考えております。

## 第2章 学校施設の目指すべき姿

### 2.1 学校施設の目指すべき姿

連番	提出者	ご意見	町の考え方
2	①	地域コミュニティの拠点形成 学校施設を地域のコミュニティの拠点として位置づけ、と書かれていますが、どのような環境づくりを行い、地域に開かれた学校づくりを推進していくのでしょうか。	地域の魅力を発見する体験活動や、児童・生徒と共に活動する場所の提供等地域に開かれた学校づくりの推進を考えております。

## 第3章 学校施設の実態

### 3.1 学校施設の運営状況

連番	提出者	ご意見	町の考え方
3	①	計画対象施設一覧 構造欄にRC・Sなどの記述がありますが注釈を要すると思います。	御指摘を踏まえ、詳細が分かるものとして、注釈を記載いたします。
4	①	バリアフリー化の状況 4月に施行された改正バリアフリー法について書いてほしい。この法律で初めて公立小中学校のバリアフリーが義務化されることになったと認識します。 障害者権利条約(2014年に批准)にあるインクルーシブ教育の概念が浸透し、障害者差別解消法も施行(2016年)され障害者が社会的不利を受けないよう障壁を取り除くのは社会の責務と考えられるようになりました。そういった背景をぜひとも記述しておいていただきたいです。 また、避難所として指定されていること、選挙の投票所となっていることなどからしても、学校のバリアフリーは必然性が増しています。先に地域の拠点として位置づけるといことは、こういったことにも関連しているはずです。	各施設のバリアフリー化によって、障害のある児童・生徒等の教育環境を充実させていくことが重要であると認識しております。 御指摘を踏まえ、バリアフリーに関する近年の社会情勢や関係法令などを、注釈として記載いたします。
5	①	空調施設の設置状況 未設置の部屋を記載しておく必要があるのではないのでしょうか。どれくらい未設置であるのかを把握できることが重要です。	各施設において、児童・生徒及び教職員が日常的に使用する諸室については、令和3年度現在、全て設置が完了しております。 しかしながら、今後、諸室の運用が変更され、空調施設の設置が必要と認められる際には、設置等を検討いたします。
6	①	過去の関連経費の推移 過去の関連経費の推移と図表7につき、第三小学校の耐震化等に要した費用についても言及しておくのが望ましい。その重要性とかかった経費の規模からして書き加えておく必要があると思います。 図表については枠外への※書きでよいので記しておくべきでしょう。	御指摘を踏まえ、第三小学校の耐震補強工事についても、追記いたします。

### 3.2 整備対象学校施設の老朽化状況の実態

連番	提出者	ご意見	町の考え方
7	①	小中学校、幼稚園、給食棟の劣化状況 劣化状況の文面に、劣化が比較的進んでいますが、と書かれていますが「比較的」は削除するのが望ましいと考えます。C判定の数値が55.9%とあるからです。今後、D判定に移行することも想定でき、これはもう「比較的」というレベルではないと思えます。	御指摘を踏まえ、「比較的」の文言を削除いたします。

連番	提出者	ご意見	町の考え方
8	①	<p>建設年度別健全度評価</p> <p>図 5 のなかの健全度 40 点の 3 施設は具体的にどこなのか、優先的に対策を講じる施設として書いてください(重要)。</p>	<p>御指摘を踏まえ。図 5 内において、対象となる施設を追記いたします。</p>

## 第4章 学校施設整備の基本的な計画方針

### 4.1 学校施設の規模・配置計画等の方針

連番	提出者	ご意見	町の考え方
9	①	学校施設の長寿命化計画の基本方針 (1)の文章に「長期的には」児童生徒数は減少すると考えられます、と書かれています。推計によれば具体的に、いつ頃に減少に転じるのでしょうか。そのような考えのもと、これまで学校施設の更新を見送ってきた結果、島本町の教育環境は現場に多大な負担を強いてきました。過密保育や待機児童問題と同様のことが起こり得ると懸念します。	「6項 図表1:年齢階層別人口推計と人口比率」を基に、2030年前後に児童・生徒数が減少に転じると考えております。

### 4.2 改修等の基本的な方針

連番	提出者	ご意見	町の考え方
10	①	改修等の基本的な方針 躯体の劣化状況を判断する要素、専門家の判断等につき、建築基準法第12条点検の内容を注記するなど、もう少し詳しく具体的に書いていただきたいです。誰がみでもわかるように。	御指摘を踏まえ、詳細が分かるものとして、注釈を記載いたします。

## 第5章 基本的な方針等を踏まえた施設の整備の水準等

### 5.2 維持管理の項目・手法等

連番	提出者	ご意見	町の考え方
11	①	維持管理の項目・手法等 （1）の文章に、老朽化状況の実態を把握した上で策定した、とありますが、どのような手法で実態を把握されたのかがわかりかねました。記述しておく必要があります。どこかに書かれているのならば、そのことをわかりやすくしておいてください。	御指摘を踏まえ、記載されております箇所を、文章に追記いたします。

## 第 6 章 長寿命化の実施計画

### 6.3 プール施設の運用

連番	提出者	ご意見	町の考え方
12	①	<p>プール施設の運用</p> <p>本町の特性に応じたプールの運用方法を今後検討していく必要があるとの記述があります。表7・8の調査結果や表 29:今後 10 年間の実施計画からして、プールに特化して早急に検討する必要性を感じます。学校現場を主体に検討を行い、結果(複数シミュレーション)を関係機関に情報提供し、熟議を経て最善の方策をとれるよう鋭意努めてください。</p>	<p>本内容につきましては、御意見として承ります。</p> <p>なお、御指摘のとおり、本町のプール施設については、今後の運用方法をできる限り早期に検討していく必要があるものと認識しております。</p>

## その他 全体として

連番	提出者	ご意見	町の考え方
13	①	<p>2017年「学校施設長寿命化計画策定に係る解説書:文部科学省」に準じて今回の計画を策定、これまでは、学校保健安全法に基づき施設管理者が日常点検や定期点検を行っていたということなのでしょうか。</p> <p>日本の教育施設の環境整備の遅れの一因がここにあると感じました。現場の負担はいかばかりかと思えます。国は教育施設整備にもっとお金を費やすべきで、具体的には建築設計の段階から学校教育を考えるべきと改めて思います。オンライン授業が推進され、これに異論を述べるものではありませんが、「集まって学ぶ」ことの重要性を今こそ建築設計から考えるべきです。基礎自治体から府を通じて国に要望をあげ続けていかなければならないと痛切に思います。</p>	<p>本内容につきましては、御意見として承ります。</p> <p>なお、各施設の点検については、施設管理者(学校)による日常点検や定期点検に加え、本町職員による臨時点検及び専門技術者による法定点検を実施しております。</p>